

相続と名義書換

島田志帆*

目次

- はじめに
- 一 名義書換不要説・必要説
- 二 会社法130条における文言変更の趣旨
 - 1 明治44年商法改正と判例法理の成立
 - 2 戦後の実務と基準日制度への統一
 - 3 相続人による名義書換請求の意義
- 三 ドイツ法における相続と名義書換
- 四 個別的問題
 - 1 競売・会社分割による株式取得
 - 2 株式の共同相続人による議決権行使
 - 3 株主名簿制度のあり方
- おわりに

はじめに

会社法130条は、株式の譲渡は、株式取得者の氏名・名称および住所を株主名簿に記載または記録（以下、単に「記載」という。）しなければ（株主名簿の名義書換）、会社その他の第三者（株券を発行する旨の定款の定めがある会社（以下、「株券発行会社」（同法117条7項参照）という。）の場合には会社）に対抗することはできない旨を定めている。振替株式（株券を発行する定款の定めがない会社の株式で振替機関が取り扱うものをいう（社債、株式等の振替に関

* しまだ・しほ 立命館大学大学院法務研究科教授

する法律（以下、「振替法」という。）128条参照）にも原則として本条の適用があり、会社が総株主通知（振替法151条1項）を受けた場合、株主名簿の名義書換は、株式譲渡の会社に対する対抗要件となる（同法152条1項、161条3項）。

本条は、会社法の成立に際して、平成17年改正前商法206条1項、同法206条の2第1項および有限会社法20条の規定を引き継いだものであるが、それまでは株主名簿・社員名簿の名義書換は株式・持分の「移転」の対抗要件となっていたところ、会社法はこれを株式の「譲渡」の対抗要件と改めた。この変更について法制審議会会社法（現代化関係）部会では明示的に扱われなかったこともあり¹⁾、学説では、特に相続の場合に関して、株主名簿の名義書換がなくても相続人は相続による株式の移転を会社に対抗できるとする説（以下、「不要説」という。）と、名義書換がなければ相続人は相続による株式の移転を会社に対抗できないとする説（以下、「必要説」という。）との対立が生じている。

以下では、まず、各学説の考え方を紹介することで議論の対立点を確認する。次に、なぜ会社法130条において文言変更がなされたのかについて、沿革的・比較法的観点からの分析を試みる。最後に、相続人は名義書換をしなくても株式の移転を会社に対抗できるとの考え方に立った場合にはどのような問題が生じるか、また、それに対してどのような解決方法が考えられるかについて検討する²⁾。

1) 山下友信編『会社法コンメンタール3——株式（1）』（商事法務、2013年）324頁（伊藤靖史）、近藤光男・志谷正史『新版・改正株式会社法Ⅳ』（弘文堂、2006年）618頁。

2) 本稿は、第83回日本私法学会でのシンポジウム報告の一部に加筆したものである（拙稿「日本私法学会シンポジウム資料 株式制度の再検討：会社法における基礎的な理論の観点から 株式の譲渡と株主名簿制度」商事2207号21頁以下（2019年））。報告では、本稿で取り上げた論点について十分に紙面を割くことができなかったうえ、シンポジウム終了後、実務家の方からご意見やご質問をいただいた。本稿が今後の議論の一助となれば幸いである。

一 名義書換不要説・必要説

平成17年改正前商法206条1項のもとでは、株主名簿の名義書換は株式の「移転」の對抗要件と定められていたことから、株式の譲受けによる取得だけでなく、相続および合併、または、競売その他いかなる事由によって株式が取得された場合であるかを問わず、名義書換の必要があると解されてきた³⁾。

そこで不要説からは、会社法では株式の「譲渡」の對抗要件と改められたことから、相続による権利の移転は「株式の譲渡」に該当せず、したがって、相続人は、名義書換することなく、相続による株式の移転を会社に対して對抗できると説かれる⁴⁾。株主への通知や配当金の支払については、株主名簿上の住所に対して行えば、相続人との関係でも会社は免責される(会社法126条1項、457条1項)⁵⁾。株主総会への出席や議決権行使については、相続人が、自己が株主名簿上の株主の相続人であることを証明しなければならず⁶⁾、そのような証明をしない相続人の議決権行使を拒んでも決議は違法の瑕疵(同法831条1項1号)を帯びることはないとするべきであるという⁷⁾。また、この場合に名義書換を要求したときの不都合も指摘される。とりわけ基準日(同法124条)の設定後に基準日株主の死亡による相続が生じた場合には、相続人は基準日に関する権利行使ができなくなりかねない。また、実際に株式相続を巡る裁判例の舞台となることの多い

3) 上柳克郎=鴻常夫=竹内昭夫編集代表『新版注釈会社法(3)株式(1)』(有斐閣、1986年)157頁[松岡誠之助]。

4) 相澤哲=葉玉匡美=郡谷大輔編著『論点解説 新・会社法』(商事法務研究会、2006年)139頁、伊藤靖史=伊藤雄司=大杉謙一=齊藤真紀=田中亘=松井秀征『事例で考える会社法<第2版>』(有斐閣、2015年)116頁、126頁[田中亘]。

5) 伊藤ほか・前掲注(4)128頁[田中]。同旨、相澤=葉玉=郡谷・前掲注(4)139頁。なお、大判昭和8年9月20日民集12巻2177頁。

6) 相澤=葉玉=郡谷・前掲注(4)139頁。

7) 伊藤ほか・前掲注(4)128頁[田中]。

非公開会社では、名義書換の欠缺は、会社が反対派株主の権利行使を制約する口実に使っているに過ぎない、という⁸⁾。

これに対して、必要説からは、不要説の立場は、多数の株主が絶えず変動しうる株式会社において、継続的・反復的な法律関係について、集团的・画一的かつ迅速な処理を可能にするという株主名簿の機能を損なうおそれがあると主張される。特に株主総会における議決権行使を想定すると、株主総会の場で相続人か否かの証明の有無を判断することは相当困難であり、その判断を誤ったときは、決議の瑕疵として取消事由に該当する⁹⁾。相続人が基準日に関する権利を行使できないのは、基準日後の株式取得者は一般的に権利を行使できないから、基準日制度自体がそのような問題を内包しているのであって、相続による株式取得特有の問題ではない。また、非公開会社では名義書換の欠缺は会社が反対派株主の権利行使を制約する口実に使われるというのも、このようなケースについては、会社は名義書換の欠缺を主張できないという解釈により、不要説を取らなくとも、必要説の不都合を避けることができる、という¹⁰⁾。

以上の見解に加え、基準日が定められていない権利行使の場合と定められている権利行使の場合とを区別したうえで、それぞれについて相続人による権利行使を認めなければならない会社の負担と相続人による権利行使を認める必要性とを分析したうえで、基本的には必要説に立ちつつ、基準日後に相続が開始したときは、相続人が、基準日株主としての地位を相続によって承継したことを会社に通知して証明した場合には当該相続人を当該基準日に関する基準日株主として取り扱わなければならないが、そのための立法や解釈による必要性を説くものがある（以下、便宜上この見解を「基準日後不要説」とよぶ。）¹¹⁾。

8) 伊藤ほか・前掲注(4) 127頁、128頁〔田中〕参照。

9) 吉本健一「株式の共同相続と対抗要件」岸田雅雄先生古稀記念『現代商法の諸問題』（成文堂、2016年）1125頁、1129頁以下。

10) 吉本・前掲注(9) 1130頁以下。

11) 仲卓真「株式が相続された場合における株主名簿の名義書換の要否(1)(2)」民商

このように学説では、(特に基準日後の)相続人による権利行使の必要性とこれに応じる会社の負担とを考量して議論が展開されているが、株主名簿制度の意義・機能を議論の要素とするため、先鋭に対立している。

なお、これらの学説の対立点として、一般承継(包括承継)の対象の相違も挙げることができる。不要説の論者は、「相続人は被相続人の法的地位を一般的に承継するのだから、『名義株主』としての地位も承継するのだ」と説明するが¹²⁾、必要説の論者は、「相続財産に属する株式について剰余金配当や株式分割がなされる場合には、当該配当金や株式についての権利も相続人に帰属する」が、相続人が「会社に対して権利主張するには名義書換が必要となる」というのであるから、株式についての権利は承継されるが、株主名簿の記載(『名義株主』としての地位)は承継されないと考えるようである¹³⁾。基準日後不要説は、名義株主としての地位と基準日株主の地位は具体的権利と結びついているか否かで区別されるとして、基準日株主の地位は承継される(名義株主としての地位は承継されない)と考える¹⁴⁾。もっとも、このような相違も結局は、相続人による権利行使の必要性と会社の負担をどのように考量し、ひいては株主名簿制度の意義・機能をどのように解すべきかに由来するから、承継対象の相違からアブリアリに名義書換の要否が基礎づけられるわけではない。

議論を先鋭化させているのは、やはり立法趣旨が明確ではないところにあると思われる。そこで、相続人と会社の利益考量についての緻密な分析は右の学説に譲ることとし、以下では、会社法130条における文言変更の趣旨について、筆者なりの分析を試みる。そのうえで、右の学説で明示的に論じられていない点も含めて、解釈上の問題について指摘することとしたい。

↘155巻1号109頁以下・2号33頁以下(2019年)。

12) 伊藤ほか・前掲注(4)127頁[田中]。

13) 吉本・前掲注(9)1131頁。

14) 仲・前掲注(11)民商155巻2号60頁以下。

二 会社法130条における文言変更の趣旨

1 明治44年商法改正と判例法理の成立

株式の「移転」の対抗要件を定める平成17年改正前商法206条1項は、明治44年商法改正により、同条に相当する規定の文言が記名株式の「譲渡」から「移転」に変更されたことに由来する。

明治44年改正商法の立案担当者によれば、相続・合併による権利の承継の如き法律上の原因により株式が移転する場合にもまた名義書換の必要があることを明らかにし、もって解釈上の疑義を決するため、規定の文言を記名株式の譲渡から移転に変更したという¹⁵⁾。すなわち、当時の学説によれば、相続・合併のごとく法の規定により当然権利の移転を生ずる場合には、その事実のみにより会社に対抗することができる¹⁶⁾と論ぜざるを得ないが、ただし、そのために会社に不能を強いる結果を生ずべき場合においては対抗力なきものと解するほかなく、と説かれていた¹⁶⁾。株金の払込みの催告や株主総会の招集通知の手続については、会社は多数の株式について包括承継があったことを知ることはできないから、株主名簿の記載を標準として何人が株主かを決定するほかなく、したがってたとえば招集通知は株主名簿上の株主に発すれば足りると解されていたのである¹⁷⁾。判例も、「株式会社ノ株式ハ常ニ其数夥多ナルカ故ニ日々株主ノ死亡等ニ依リ株式ノ所有者ニ更迭アルノミナラス其株式ハ会社ノ承諾ナクシテ之ヲ譲渡スコトヲ得ルモノナレハ会社ハ株主ヨリ其届出ヲ受クルニ非サレハ株主ノ異動ヲ知り之ヲ株主名簿ニ記載スルニ由ナシ」として、同様の結論を認めていた¹⁸⁾。要するに、記名株式の「譲渡」から「移転」への文言変更は、株主

15) 明治44年改正商法150条について、法律新聞社纂『改正商法理由書』（法律新聞社、明治44年）153頁。

16) 青木徹二『商法全書第二編 会社法論<増訂第3版>』（有斐閣書房、明治41年）399頁。

17) 青木・前掲注（16）411頁、459頁。なお、当時は株金の分割払込制が取られていた。

18) 大判明治40年5月20日民録13輯571頁。同旨、大判明治45年4月24日民録18輯419頁、

の死亡により相続が生じた場合でも、相続人は名義書換をしなければ会社および第三者に対して権利の移転を対抗できないことを明らかにし、これをもって、会社は株主名簿に記載された被相続人を株主として取り扱えば免責されるとの結論を導くためであったといえる。

もっとも、明治44年商法改正では同時に、会社法126条1項に相当する規定(平成17年改正前商法224条1項)が新設されたことに留意する必要がある。同条は、株主への通知・催告が事実上到達したか否かが頻繁に問題となっていた当時、株主が住所を変更したが株主名簿の記載が変更されていないようなときでも、株主名簿上の住所に宛てて会社が通知・催告を發すれば、通常到達すべき時期に到達したものとみなす趣旨で新設されたものである¹⁹⁾。本来は、株主の住所につき株主名簿に免責的効力をあたえた規定ということになるが²⁰⁾、その後の判例は、同条の規定のもとで、株主が死亡してその株式が相続人に移転した場合でも、株主名簿に記載された被相続人の住所に宛ててなした通知・催告は、相続人との間で効力を生ずるとの立場を確立させていく²¹⁾。つまり、明治44年商法改正により「譲渡」から「移転」へ文言が変更された意義のうち、会社の免責に関しては、その理由が失われることになったといえよう²²⁾。

2 戦後の実務と基準日制度への統一

平成17年改正前商法224条1項のもとで、株主への通知・催告については、株主の死亡により相続が生じた場合でも、株主名簿に記載された被相

↘大判大正7年4月8日民録24輯630頁。

19) 明治44年改正商法172条の2について、法律新聞社・前掲注(15)189頁以下。

20) 上柳克郎=鴻常夫=竹内昭夫編集代表『新版注釈会社法(4)株式(2)』(有斐閣、1986年)18頁〔西島梅治〕。

21) 大判昭和8年9月20日民集12巻2177頁、大判昭和10年3月15日民集14巻363頁、大判昭和10年12月26日民集14巻2144頁等。その他の判例については、上柳=鴻=竹内・前掲注(20)23頁〔西島〕を参照。

22) 相続のほか、未成年者に対する通知・催告に関する判例の立場も同様である(上柳=鴻=竹内・前掲注(20)22頁〔西島〕参照)。

続人を株主として取り扱えば会社は免責されると解されることとなったとはいえず、同法206条1項の規定のもとでは、相続人は名義書換をしなければ株式の移転を会社に対して対抗できないとされていたことに変わりはない。

これに対して、遅くとも平成の時代には、相続や合併の場合について、会社は、名義書換前の実質株主を株主として取り扱っていたようである。合併により財産が承継されても、証明書類が出るのは合併登記後になるので、そういった場合には関連書類をもって実質株主というのは確認できるので、実質株主に権利行使をさせるし、逆に実質株主に権利行使をさせないと、その分の権利が不行使のまま終わってしまうので、具合が悪いという²³⁾。このような取扱いは、一般承継の場合はおよそ問題ないと理解され²⁴⁾、また、一般承継であることを理由に、相続の開始が基準日の前か後かを問わず、同様に解されていたようである²⁵⁾。

株主総会の実務でも、相続による名義書換がされる以前に株主総会が召集される場合で、名義書換未了の相続人が議決権行使をしたいとってきたときは、受付では、相続人が株主本人とどういう関係の者かぐらいは確認し、株式相続手続が終わっているが、名義書換手続だけが終わっていないから議決権行使をしたいという場合には、入場させることになる²⁶⁾と述べられ、また、株主総会の受付で戸籍謄本などを提示して、死亡した株主の相続人であることを証明した場合には、議決権を行使させてもよいと

23) 稲葉威雄ほか「条解・会社法の研究（2）株式（1）」別冊商事法務124号172頁（1990年）〔中西敏和発言〕。

24) 稲葉ほか・前掲注（23）173頁〔稲葉威雄発言〕。実務上は、相続・合併の場合には名義書換未了の実質株主を株主として取り扱う一方で、特定承継の場合は、名義書換を失念した実質株主が、実質株主であることを理由に権利行使を申し出ても、会社は株主名簿の名義書換というふうなことを盾に取って、あくまで名義を重視して権利行使をさせていたという（同頁〔中西発言〕）。

25) 稲葉威雄ほか「株式の相続と名義書換手続等」稲葉威雄ほか『株式の相続に伴う法律と税務』別冊商事法務67号（1983年）89頁〔稲葉威雄発言〕。

26) 稲葉ほか・前掲注（25）86頁〔橋本孝一発言〕。

か、株式の相続ができる地位にある人なら、議決権行使をさせることが目的にかなうことになるなどの考え方が示されていた²⁷⁾。

もっとも、このことが理論的にどのように説明されたのか、同法206条1項の規定のもとでどのように根拠づけられたのかは、明らかではない。

よく知られているように、判例は、会社は名義書換未了の株式譲受人(失念株主)を株主として取り扱ってよいとの立場をとっている²⁸⁾。相続の場合も同様に、相続人は名義書換をしなければ会社に株式の移転を対抗できないが、会社の側から名義書換をしていない相続人を株主として取り扱うことは認められるとの考え方ができる²⁹⁾。そして、株主名簿の閉鎖制度が主として利用されていた当時、名義書換前の被相続人を株主として取り扱ってよいかは、会社は名義書換停止期間中であっても相続人の名義書換請求に応じる義務があるか、あるいは応じてよいのかという問題と関連づけられて論じられていた³⁰⁾。

しかし、基準日後に相続が発生した場合については、この考え方を取ることは難しい。会社が基準日を定めると、会社は、基準日株主を株主として取り扱うことができると同時に、また、それらの名義人を権利者として扱うことを要することとなるからである³¹⁾。つまり、会社は、基準日に株主名簿に記載されていない者を株主として取り扱うことはできない³²⁾。そ

27) 稲葉ほか・前掲注(25)87頁[岩城健二、藤原祥二発言]。

28) 最判昭和30年10月20日民集9巻11号1567頁。

29) 判例は古くから、会社の側から名義書換をしていない相続人を株主として認めてよいとの立場であった(大判昭和6年5月16日新聞3281号7頁)。

30) 配当金の支払について、稲葉ほか・前掲注(25)91頁[岩城発言]、株主総会における議決権行使について、稲葉ほか・前掲注(25)55頁[稲葉発言]。なお、株主名簿閉鎖期間中に会社が名義書換請求に応じてよいかという問題については、上柳=鴻=竹内・前掲注(20)45頁以下[高鳥正夫]参照。

31) 上柳=鴻=竹内・前掲注(30)33頁[高鳥]。

32) 原田晃治=郡谷大輔「新株の発行等と基準日の制度」商事1626号43頁(2002年)。基準日があったん公告されると、基準日株主が株主としての権利行使ができるという前提で株式の取引等が行われることになるし、仮に、会社が恣意的に特定の株主に権利行使を認めるときは、株主平等の原則に反するおそれもあるためである。

して、平成16年商法改正により、株主名簿の閉鎖制度は廃止され、株主を確定する方法は基準日制度に統一されている。

たしかに、相続の場合には株主名簿上の株主が死亡しているのであるから、基準日後に生じた相続であっても、会社は相続人を株主として取り扱ってよいのだと解する余地はある。実際にも、議決権行使について基準日が設定されている場合の取扱いについては、もし相続が開始したのだということが立証されれば、会社は相続人に対して配当や招集通知を送ってもよく、このことは名義書換停止期間中でも基準日以後相続が発生した場合でも同じだと考えられていた³³⁾。さらには、会社は配当や通知に関して相続人を株主として扱ってよいということにとどまらず、相続人による議決権行使を事実上拒むことはできないと考えられていたことに留意する必要がある。すなわち、名義書換停止期間中に相続人が名義書換を請求してきたときは、本当に株主が死亡しているなら、権利を行使する者がいなくなっていることになる。株主平等原則があるから、ある者について権利行使を認め、ある者については認めないというわけにはいかないが、だからといって、およそ相続人には権利行使を認めないとすると、仮に全然定足数を満たさないようになるという場合には困ったことになる、という³⁴⁾。これを基準日後に生じた相続の場合についていえば、会社は、基準日が設定されているにも関わらず、相続人の権利行使を拒むことはできない、と考えなければならないことになる。

基準日が設定されたにもかかわらず、相続人は議決権行使ができるとの帰結を導くには、およそ相続人は名義書換をせずに権利行使できるとの理論構成が必要になるが、そのための説明としては、相続人は名義株主としての地位を承継するのだとの考え方が素直な理解であるように思える³⁵⁾。

33) 前掲注(25)参照。

34) 稲葉ほか・前掲注(25)55頁〔稲葉発言〕。

35) 仮に、「名義株主が被相続人Aになっていても、実質はAことBである」との考え方（相続人による名義書換請求に株券の添付を要するかという問題に関して、稲葉ほか・前掲注(23)162頁〔稲葉発言〕参照）によるならば、相続人Bは名義株主として権利行

これによれば、基準日が設定されたか否かにかかわらず、株主名簿上の株主としての相続人が配当や通知を受領し、議決権を行使しているのだと説明できる。もっとも、このように考える場合には、次の二つの点を検討しなければならない。第一に、相続人が株主名簿上の株主として権利行使していると考えるのであれば、相続人は名義書換をせずに会社に対して株式の移転を対抗できることになるが、これは平成17年改正前商法206条1項の規定の文言からみると自然な解釈とはいえないのではないか。第二に、相続人が株主名簿上の株主として会社に対抗できるならば、株主名簿の記載を自己の名義に書き換える必要はないのではないか。

3 相続人による名義書換請求の意義

会社法は、株主名簿の名義書換請求について、規定上、株式取得者が名義書換請求権を有することを明示し、株券発行会社についても、取得者が当該請求権を行使することができる要件を規定した³⁶⁾。株券発行会社でも振替株式の利用会社でもない会社（以下、「株券不発行会社」という。）については、平成17年改正前商法および有限会社法の規制を引き継いでいるが、たとえば相続による株式取得者は、「一般承継を証する書面その他の資料」の提供（会社法施行規則（以下、「施行規則」という。）22条1項4号）という要件を備えて会社に対して名義書換を請求することになる。一般承継を証する書面・資料の提供が名義書換の要件とされているのは、これにより一般承継が生じたことを会社に証明することができるからであるとされ

、使できるということになるか。なお、不要説の論者にも、「名義株主」としての地位も承継するのだと説明するものがある（伊藤ほか・前掲注（4）127頁【田中】）。また、振替株式についても、振替株式に関する実体的権利とともに被相続人の「加入者」としての地位をも承継すると説明されることがある（大野晃宏=小松岳志=黒田裕=米山朋宏「株券電子化開始後の解釈上の諸問題」商事1873号51頁，55頁）。被相続人名義の振替口座に記載されている振替株式の差押命令・譲渡命令の適法性に関して類似の理論構成をするものとして、最判平成31年1月23日民集73巻1号65頁。

36) 相澤哲=岩崎友彦「株式（総則・株主名簿・株式の譲渡等）」相澤哲編著『立案担当者による新・会社法の解説』別冊商事法務295号（2006年）22頁，31頁。

る³⁷⁾。

それでは、相続人による名義書換請求手続が用意されている意義は何か。一つの考え方としては、対抗要件を具備する手続を法定しているというものである。必要説の論者の中には、施行規則22条の規定が存在することをその論拠にするとと思われるものもある³⁸⁾。もっとも、この考え方によるときは、会社法130条と同じ款において譲渡以外の事由による株式取得一般について名義書換請求手続が定められている一方で（会社法132条ないし134条）、なぜ会社法130条の文言があえて変更されなければならなかったのかという疑問が残る³⁹⁾。

では、相続人による名義書換請求は、対抗要件を具備するための手続ではないと考える場合はどうか。相続人は、自己の権利を証明する必要があるとしても⁴⁰⁾、被相続人の名義のまま当然に権利行使ができるのであるから、名義書換は必ずしも必要ない。とはいえ、相続人が自己の名義で権利行使をすることを否定する理由もないだろうし、自己の名義にしておいた方がたとえば後に第三者へ株式譲渡するときも円滑に行うことができ

37) 始関正光「株券等不発行制度・電子公告制度の導入」別冊商事法務編集部編『株券不発行制度・電子公告制度』別冊商事法務286号3頁、27頁。

38) 青竹正一『新会社法<第4版>』（信山社出版、2015年）120頁。

39) もっとも、必要説の論者からは、会社法130条は、規定の位置から株式の譲渡に関する会社または第三者に対する対抗要件について定めたのであり、それ以外の移転については、同条と同じ扱いになると解することはできると説明されている（酒巻俊雄＝龍田節編集代表『逐条解説会社法 第2巻 株式・1』（中央経済社、2008年）255頁〔北村雅史〕）。

40) 名義書換と同一の要件を備えて権利行使する相続人は、相続人であることの証明がされたものと解してよいだろう。ただし、あくまで名義書換請求する場合の方法を定めるものであるから、証明のための資料はこれに限定されない可能性もあるとされる（吉本・前掲注(9)1130頁(注25)）。

なお、不要説に立つ場合には、なぜ相続人が自己の権利を証明しなければならないかは、一つの問題である。論者は、株主でない者を株主総会に出席させれば決議取消事由（会社法831条1項1号）となることから、会社が株主総会の出席者に対し、合理的な範囲内で自己が株主であることの証明を求める必要性は否定できないうして、法令上の根拠をあえて求めるならば、議長の議事整理権についての315条であろうか、と述べる（伊藤ほか・前掲注(4)128頁注30〔田中〕）。

る。会社も、名義書換をしてもらう方が株主管理に係る事務処理はしやすくなる。つまり、相続人による名義書換請求手続は、便宜上、株主名簿の記載を自己の名義に書き換える手続と考えることになる⁴¹⁾。

このことと会社法130条の規定の文言を前提に考えると、次のように考えられるのではないか。すなわち、相続人は、名義書換をせずに権利行使できるが、従来と同様、名義書換を請求して権利行使をしてもよい⁴²⁾。同条は、相続人の権利行使に関する選択肢を増やすと同時に、名義書換によらない相続人の権利行使について解釈上の根拠を与えたものとはいえないか。

三 ドイツ法における相続と名義書換

我が国の株主名簿の効力に関する議論は、従来、ドイツ法から大きな影響を受けてきたのはよく知られているが、ドイツ法においても、相続の場合を中心に、一般承継人が株主名簿の名義書換をせずに権利行使をすることが認められるかが議論されている。

41) 相続による株式取得を名義書換なしに対抗できるとしても、会社の通知・配当の送付先(会社法126条1項、457条1項)の変更や、株主名簿記載事項の証明書交付を受けるために、相続人が名義書換を必要とする場合がある(伊藤ほか・前掲注(4)127頁注26[田中])。

42) たとえば、相続人は、自己が相続人であることを証明したにもかかわらず株主総会への出席・議決権行使を拒絶されたことを争うこともできるし、適法に名義書換を請求したにも関わらず不当に名義書換を拒絶されたことを争うこともできると考えられる。なお、私見に同意するものではないが、仲・前掲注(11)民商155巻1号111頁、同頁注4～注6は、平成17年会社法のもとでの裁判例は、名義書換が必要であると判示するものと、不要であると判示するものが併存していると指摘する。

振替株式については、自己が相続人であると証明した相続人は、被相続人の名義のままに議決権等を行使できるが、相続人名義の振替口座簿の記載(と総株主通知等による名義書換等)を得て、権利行使することもできると考える。なお、振替株式が相続の対象となった場合であっても、相続による承継には振替手続は要しないものと解されている(大野=小松=黒田=米山・前掲注(35)54頁以下)。

先行研究によれば、ドイツの支配的見解は、登録不要説（株主名簿に登録されていない場合であっても、相続によって取得した株式についてその権利を行使できる）であって、もし、相続人が名義を書き換えるまで相続された株式の株主が存在しないこととなると、会社は相続人に出資義務等の履行を請求することができなくなるという不都合がある。これに対し、近時、登録不要説には有力な批判が加えられており、登録必要説（相続人が株主名簿に登録された場合に初めて株式についての権利の行使が可能になる）からは、会社が出資義務の履行を請求できなくなるという事態に対しては、会社は、当該株式を失権させることができるという反論がされ、また、登録不要説に立つと、相続人の株主資格についての株主名簿の信頼性を損うと主張されているという⁴³⁾。

先行研究が的確に指摘するように、我が国では、義務履行者としての株主を会社が確定しなければならないという要請はないため、名義書換をしない相続人に権利行使を認める必要性や株主名簿の信頼性を重視するか否かが主な議論の対立点となる⁴⁴⁾。そこで、この点からドイツの議論に若干の考察を加えてみると、以下の点を我が国との違いとして挙げられるのではないか。

まず、登録必要説の論者は、株主名簿の登録に基づき株主の画一的処理が要請されるべき理由として、会社は通常株主の死亡を知り得ず、少なくとも株主全員についてそれを確実に知ることは不可能であることを挙げており⁴⁵⁾、この事情は株式が分散した会社により当てはまると考えられるの

43) 仲・前掲注（11）民商119巻1号119頁以下。

44) 仲・前掲注（11）民商119巻1号127頁以下。

45) Bayer/Sarakinis, Der gemeinschaftliche Vertreter der Erbengemeinschaft im Aktienrecht, NZG 2018, 561, 562f. なお、先行研究によれば、2008年のドイツ有限会社法改正により社員名簿の記載の効力を定める同法16条1項が改正され、以後、学説および裁判例は、相続による権利の移転についても登録必要説の立場であるとされる。その実質的理由として、会社にとって相続の開始や相続人が明らかでない場合には、相続人に対する社員総会の招集を欠くことになって、社員総会決議の効力に影響が及ぶことが挙げられているという（仲・前掲注（11）民商155巻1号124頁以下）。

に対し⁴⁶⁾、我が国では、上場会社を対象に、相続・合併による株式取得者に権利行使を認める必要性があると考えられてきた点である⁴⁷⁾。

そして、以上の相違は、株主総会決議の成立要件や基準日(権利確定日)の取扱いが異なることと関係があるように思われる。すなわち、ドイツ法のもとでは、株主総会決議は、法律または定款に特別な規定がない限り、原則として、投じられた議決権の過半数により決せられ(過半数決議)⁴⁸⁾、また、記名株式の場合、株主総会への参加・議決権行使を定める権利確定日から株主総会の日までの期間は、無記名株式を利用する上場会社(原則21日)よりもさらに短期間の3日から7日であるとされる⁴⁹⁾。登録必要説の論者は、名義書換をしない相続人は株主総会における議決権を行使できないと明言するが⁵⁰⁾、基準日から株主総会の日までの期間が3か月近くに及ぶ我が国と比べれば、権利確定日後に相続等が発生する頻度が低くなる

46) ドイツでは、従来、記名株式は非上場の同族会社での利用が主であったところ、1997年から上場会社で記名株式が利用可能となり、現在では株式会社の過半数が記名株式利用会社となっている(Vatter, Spindler/Stilz, AktG, 4. Aufl., 2019, §10 Rn. 11; Bayer, Münchener Kommentar zum AktG, 5. Aufl., 2019, §67 Rn. 11)。また、有限会社に関しては、前掲注(45)に述べた2008年のドイツ有限会社法改正において、ドイツ株式法と同様の社員名簿制度を設けたほか(ドイツ有限会社法16条1項)、持分の分割・併合を容易化することで(同法旧17条の廃止)持分の譲渡を簡易化し、また、持分の善意取得(同法16条3項)を創設するなども行われた(早川勝「国際競争と会社立法法：ドイツにおける有限会社法の現代化および濫用に対処するための政府草案(MoMiG)を中心に」同志社法学59巻6号1頁以下(2008年)参照)。

47) 前掲注(23)の発言者は、当時、東洋信託銀行証券代行部調査役の地位に、前掲注(25)の発言者はそれぞれ、東洋信託銀行取締役証券代行部長、東洋信託銀行証券代行部主任調査役の地位にあった。

48) 高橋英治『ドイツ会社法概説』(有斐閣、2012年)226頁以下。なお、有限会社の社員決議も、総会において行使された議決権の多数決で行うのを原則とする(ドイツ有限会社法47条1項)。

49) Koch, Hüffer/Koch, AktG, 12. Aufl., 2016, §123 Rn. 12, 14, §67 Rn. 20。記名株式の場合、実務上は名義書換の停止(Umschreibungsstopp)が行われる。なお、有限会社の社員総会の招集は、書留郵便の発送により、遅くとも総会の日1週間前に社員名簿上の社員に対して行う(ドイツ有限会社法51条1項)。社員は商業登記簿に添付の社員名簿により確定される(同法16条1項)。

50) Bayer, Fn. 46, §67 Rn. 81。

可能性があり、そうでないとしても、原則として総会決議に定足数がないので、相続人による議決権行使を否定しても決議の成立に影響することが事実上少ないのかもしれない⁵¹⁾。

以上によると、ドイツと比べた場合、我が国では名義書換をしない相続人に権利行使を認める必要性が高いといえるのではないか。

四 個別的問題

1 競売・会社分割による株式取得

会社法130条のもとで、相続人は名義書換をしなくても権利の移転を会社に対抗できると解した場合、譲渡以外の事由による株式取得、すなわち競売・公売や相続以外の一般承継による株式取得の場合にも、名義書換は必要ないということになるだろうか⁵²⁾。これまでの分析によれば、相続・合併によって権利行使すべき株主名簿上の株主が現存なくなるような場合には、株式取得者は名義書換なくして会社（および第三者）に対して権利の移転を対抗できると解される。ただ、相続・合併の場合に限り名義書換をしなくてもよいという立法趣旨であるのかは、明確ではない⁵³⁾。規定の文言からは、譲渡以外の事由による株式取得者はすべて、名義書換なくして権利の移転を対抗できると解さざるを得ないように思われる。会社分

51) 合併の場合に「逆に実質株主に権利行使をさせないと、その分の権利が不行使のまま終わってしまうので、具合が悪い」と指摘されるが（前掲注（23）。なお、前掲注（34）も参照）。我が国では、公開会社では少なくとも2年に1度は取締役を選任する株主総会決議が必要であり、その定足数も議決権を有する株式の3分の1以上が要求される。なお、名義書換停止期間中にも会社は相続人の名義書換請求に応じてよいと解する理由として、名義書換を受理したからといってそれによって誰かの権利が害されることはなく、また、死亡とか合併とかは日常的に起こるわけではないので、ほんらい名義書換を3か月も止めておく必要はないことが挙げられている（稲葉・前掲注（25）57頁〔稲葉発言〕）。

52) 吉本・前掲注（9）1128頁以下。

53) 立案担当者からは、相続による株式の移転は「株式の譲渡」に該当しないと述べられるに過ぎない（相澤=葉玉=郡谷・前掲注（4）139頁）。

割や競売による株式取得の場合も、利害関係人の利益を害するおそれがないものとして、取得者が単独で名義書換を請求できる要件が法定されているから(施行規則22条1項4号・5号。株券不発行会社の場合)⁵⁴⁾、この要件を備えた取得者は名義書換なくして会社に対して権利の移転を対抗できると解することができる⁵⁵⁾。ただ、この場合は、とりわけ基準日が設定されているとき、現存する株主名簿上の株主(基準日株主)と基準日後の株式取得者との関係をどのように解すべきかという問題が残る。

そこで、この問題をもう少し取り上げてみると、まず、競売による株式取得は、意思表示の合致により権利を移転するものではないが、個別承継(特定承継)である⁵⁶⁾。そうすると、少なくとも株券不発行会社では、株主名簿の名義書換を第三者に対する対抗要件を具備するための手続と解さないと、競落人が対抗要件を備えるための手続が存在しないことになり不都合である⁵⁷⁾。会社に対する関係では、上述したとおり、これとは異なって考

54) 会社分割の場合には、商業登記簿の登記事項証明書に加え、吸収分割契約あるいは新設分割計画によって、一般承継が生じたことを株式会社は確認できるので、そのような資料を提供して単独で名義書換をなしようとされる(弥永正男『コメンタール会社法施行規則・電子公告規則<第2版>』(商事法務、2016年)139頁)。

55) 会社分割や競売による株式取得も、相続・合併と同様、基準日後にその効力が生ずることがあり得る(株式譲渡も基準日後に行われるが、この場合は基準日株主が権利行使できるという前提で株式取引が行われるのが通常であろう。前掲注(32)参照)。また、株主総会決議の定足数充足との関係でも、会社はおよそ譲渡以外の軸による株式取得者の権利行使を認める必要があると考えることができる。

56) 「承継取得」には、売買や債権譲渡のように特定の者から権利や地位を取得する「特定承継」と、相続や会社の合併のように一括して権利や地位を承継する「包括承継」があるほか、抵当権等の設定等によって権利を得る「設定的取得」があるとされるが(河上正二『民法総則講義』(日本評論社、2007年)224頁以下)、これによると、競売による株式取得は特定承継に分類されるものと解される。

57) 株券発行会社の株式について競落人の単独請求による名義書換が認められているのは、株主名簿上の株主の所在が不明であったり、名義書換の共同請求に協力的でないことが一般的であるところ、競落人は、裁判所で行う競売手続において代金を納付することによって株式を取得しているため、意思表示を命ずる確定判決(規則22条1項1号)を取得せずに、単独請求による名義書換を認めても、利害関係人を害するおそれがないであるとされる(始関・前掲注(37)27頁)。

えることもできる。ただ、競売による株式取得も特定承継であって、株式譲渡の場合と同じく前主が現存しているから、株主名簿に基づく集团的事務処理の要請が認められると考えて、基準日後に競売により株式を取得した競落人は、株主総会における議決権を行使できないと解する余地がある。

これに対し、会社分割による権利義務の承継は、当該権利義務に関する分割会社の地位を承継する一般承継（包括承継）であるといわれている⁵⁸⁾。この考え方を及ぼして、承継会社は、承継対象財産である株式について名義株主としての地位も承継すると解すれば、承継会社は名義書換をしなくても権利の移転を会社（および第三者）に対して対抗できると考えられそうである。吸収分割の効力発生日後に分割会社が承継対象財産である株式を第三者に譲渡した場合は対抗問題が生ずると解されているが⁵⁹⁾、株式の譲受人は株主名簿の名義書換をしなければ会社に対して権利の移転を対抗できないのだから、基準日後に吸収分割の効力が発生した場合でも変わりないだろう⁶⁰⁾。もっとも、会社分割の効力を「包括承継」といってよいのか、それゆえ対抗要件の具備の要否も異なると考えてよいのかは、そもそも自明ではない⁶¹⁾。

58) 江頭憲治郎『株式会社法<第7版>』（有斐閣、2017年）925頁、同頁注4、原田晃治「会社分割法制の創設について（下）」商事1566号7頁（2002年）。

59) 江頭・前掲注（58）912頁注13、神田秀樹『会社法<第22版>』（弘文堂、2020年）400頁注3、森本滋編『会社法コンメンタール17——組織変更、合併、会社分割、株式交換等（1）』（商事法務、2010年）337頁〔神作裕之〕。

60) 吸収分割の効力発生日前に分割会社が承継対象財産である株式を第三者に譲渡した場合には、承継会社と株式譲受人とは対抗問題に立たず（江頭・前掲注（58）925頁注4）、株式譲受人が権利を取得していることになる。この場合で、名義書換がされないまま基準日が経過したときには（あるいは基準日が設定されておらず、名義書換がされないまま株主総会が招集・開催されたときには）、名義書換請求の要件を備えて（前掲注（54）参照）自己の権利を証明した承継会社に対し、会社が善意無過失で株主総会における議決権行使を認めたときには、決議の瑕疵（会社法831条1項1号）にならないと解すべきであろう（後掲注（69）参照）。

61) 会社分割による承継が包括承継であるといっても、対抗要件の要否に関して特定承継と同様に扱われるのは、合併のように、全ての権利義務が承継されて合併消滅会社が消滅するものではなく、そのような合併との利益状況の差異が考慮されているためである。会社分割による権利義務の承継について包括承継という概念を使うのは必ずしも適切ではな

実際のところ、競売や会社分割に際して株式取得者が名義書換をしないままであり続けるということはあまり考えられないし、また、M&Aの取引として行われる会社分割の場合は、会社分割実行後分割会社が対抗要件具備等のための手続に協力する旨を関連事項とともに契約上の義務として規定することも多いとされる⁶²⁾。しかし、基準日後に競売による株式取得や会社分割の効力が生じることがありうる以上、理論的な問題は残っている。

2 株式の共同相続人による議決権行使

次に、株式の共同相続人は、単独で、株主総会における議決権を行使できるか。前提として、この場合の株主名簿の名義書換の要件について述べると、相続による準共有株式については権利行使者一人を定め、株主名簿上に共有関係を示す記載をなすことになる⁶³⁾。遺産分割が成立する前の共同相続人全員の氏名・住所を株主名簿に記載したが⁶⁴⁾、権利行使者の指定がないときには、株主は権利行使ができないという不利益を受ける⁶⁵⁾。そうすると、名義書換がされないまま、遺産分割の成立前の共同相続人が株主総会の場に現れたような場合で、権利行使者の指定がないときには、会

ゝいとも指摘されている(神田・前掲注(59)396頁)。また、会社分割の効力と矛盾する処分行為が会社分割の実行前に行われたか否かによって対抗要件の要否を区別することの妥当性には、再検討の余地があるとの指摘もある(酒井竜児編著、岩崎智彦=大久保圭=幸田高志=杉野由和=滝川佳代=田子弘史=服部薫『会社分割ハンドブック<第2版>』(商事法務、2015年)57頁注36)。

62) 酒井編著・前掲注(61)59頁。

63) 上柳=鴻=竹内・前掲注(3)51頁[米津昭子]、大森政輔『株式の相続に伴う法律問題』稲葉ほか・前掲注(25)7頁、10頁以下。もっとも、実際に裁判例で争われた事案では、株主名簿上の記載が共有名義となっている事実は確認できないことが少なくないとされる(吉本・前掲注(9)1132頁)。

64) 稲葉威雄=寛康生=宇佐見隆男=永井紀昭編『実務相談株式会社法(上)』(商事法務研究会、1986年)630頁以下[吉田弘道]。相澤=葉玉=郡谷・前掲注(4)142頁以下。

65) 稲葉=寛=宇佐見=永井・前掲注(64)631頁[吉田]。なお、会社法106条但書の解釈については、仲卓真『準共有株式についての権利の行使に関する規律——事業承継の場面を中心に』(商事法務、2019年)50頁以下参照。

社はそれを理由に権利行使を拒んでよく⁶⁶⁾、遺産分割を受けた共同相続人については、相続および遺産分割の内容を証する書面その他資料を提供して単独で、権利行使できると解してよいと思われる⁶⁷⁾。ただ、このように解した場合には、次に述べるように、相続人であることの証明に必要な書面・資料の範囲について問題が残る。

必要説から厳しく指摘されているのは、株主総会の場において、相続人であることを会社が確認することの困難さである。相続人であることを証明する書面・資料は、遺言書があるか否か、単独相続か否か、遺産分割協議による分割がされたのか、あるいは調停または審判により分割がされたのか否かで異なり得ると思われる。実務家の中に必要説を主張する者もあるのは、実務上、株主総会の場でどこまで株主資格を確認・調査すればよいのかは困難な問題であるからであろう⁶⁸⁾。この点に関しては、相続人であることを証明する書面・資料に特に疑わしい事情がなければ、真実は相続人でない者を総会に出席させ、議決権を行使させたとしても、会社は免責され、決議の瑕疵にはならないとの解釈も検討の余地がある⁶⁹⁾。

なお、株券発行会社の株式については、株式取得者は、株券を提示して名義書換を請求できるが（施行規則22条2項1号）⁷⁰⁾、株券占有者が相続による株式取得者であることを会社が認識した場合に、会社は、請求者に対

66) 平成17年改正前商法203条につき、稲葉ほか・前掲注(25)87頁〔稲葉発言〕。

67) 株券不発行会社の株式について遺産分割を受けた相続人が単独で名義書換請求するための要件について、相澤=葉玉=郡谷・前掲注(4)143頁。

68) 黒田裕「相続と株主名簿」商事2192号46頁、47頁（2019年）。会社はその判断の過誤については免責されず、決議取消し等のリスクを負担することになる。

69) 吉本・前掲注(9)1130頁注26参照。なお、株主総会において議決権を行使した代理人の代理権欠缺の場合につき、大隅健一郎=今井宏『会社法論 中巻<第3巻>』（有斐閣、1992年）62頁以下、東京地方裁判所商事研究会編『類型別会社訴訟Ⅰ<第3版>』（判例タイムズ社、2011年）412頁。

70) 株券発行会社にあつては、確定判決による証明がある場合、一般承継、競売による取得の場合等は、結局、株券を提示して名義書換請求することになるため、そのような場合については特に規定されていないとされる（郡谷大輔監修・阿部泰久ほか編集代表『会社法関係実務省令 逐条実務詳解<改正会社法対応版>』（清文社、2016年）64頁）。

し、相続人であることを証明する書面・資料を求める必要があるのかについては議論がある⁷¹⁾。名義書換がされないまま、相続人が株券を提示して議決権の行使を求めてきたような場合にも、同様の議論が生ずるだろう⁷²⁾。このとき、相続人であることを証明する書面・資料の提出も必要であると解する場合には、必要説から厳しく指摘されている、株主総会の場における株主資格の確認に関する問題が残る。

3 株主名簿制度のあり方

最後に、会社法130条の文言に即して、「株式の譲渡」に該当しない株式の移転については名義書換をしなくてもよいと解した場合には問題はあるだろうか。たとえば相続人は、自身の名義・住所で通知等を受け取れないことに不都合がないようなときには、名義書換をしない(会社による名義書換の勧めに応じない)こともあり得るから、被相続人名義の株主名簿の記載が残存し続ける可能性は否定できない。このような状況になったとしても、集団的法律関係の画一的処理の要請は株式譲渡の場合には確保されるから、これを問題視する必要はないという考え方なのかもしれない。しかし、そのような株主名簿制度の目的からすればむしろ、権利行使者が株主名簿上の株主ではないという状態が継続し得ることには疑問もある。学説の多数は、相続・合併、競売等による株式の移転の場合にも、名義書換をしなければ取得者は権利行使できないと解しているが⁷³⁾、株主名簿制度の

71) 山下編・前掲注(1)342頁以下〔伊藤〕参照。株券の占有者が相続による取得者であることを主張した場合については、株券占有による推定力が破られるか否かを巡って学説上の争いがある。株券の提示に加えて、相続による権利取得を証する書面等が必要となるとする見解が有力であるとされる(東京地方裁判所商事研究会編『類型別会社訴訟Ⅱ<第3版>』(判例タイムズ社,2011年)827頁。江頭・前掲注(58)207頁注4,黒田・前掲注(68)50頁)。

72) 前掲注(71)参照。有力説の考え方を及ぼすと、相続による株式取得者であると会社が認識した場合には、株券の提示に加えて、相続による株式取得を証する書面等の提出が必要になるものと考えられる。

73) 江頭・前掲注(58)206頁,酒巻=龍田・前掲注(39)255頁〔北村〕,青竹・前掲注

本質的なあり方を問いかけているのだろう。

おわりに

本稿では、譲渡以外の事由による株式取得について、特に相続の場合を中心に取り上げて、相続人は名義書換がなくとも権利の移転を会社に対して対抗できるか否かを検討した。その結果、会社法130条の沿革と会社法124条1項における判例法理の成立、実務上、名義書換未了の相続人を株主として取り扱う必要性が存在していたことを踏まえると、とりわけ株主の確定方法が基準日制度に統一された現行法のもとでは、相続人は名義書換がなくとも権利の移転を会社に対抗できると解すべきとの結論に至った。比較法的にみても、株主総会決議に原則として定足数が要求され、基準日から株主総会の日までの期日が比較的長期に及ぶ我が国では、相続人による権利行使の必要性は高いと考えられる。

遺産分割後の株式の共同相続人が単独で、名義書換のないまま株主総会の場に現れたような場合には、相続人であることの証明は通常、名義書換請求手続と同じく一定の公的書類によりなされるから、注意を尽くした会社が相続人でない者を株主総会に参加させ、議決権行使させたときも、決議の瑕疵（831条1項1号）にはならないとの解釈を検討していく必要がある。

競売・会社分割による株式取得については、株主名簿上の株主が現存することから、承継取得の效果に遡りつつ、検討を続ける必要がある。また、株主名簿制度は、株式取得者に名義書換をさせることを前提に、会社は株主名簿上の株主を株主として取り扱ってよいという効果を認めるものである。實際上、名義書換をしないままでありうるのはほとんど相続の場

↘(38) 120頁、奥島孝康=落合誠一=浜田道代編『新会社法コンメンタール<第2版>』（日本評論社、2016年）268頁〔志谷正史〕、龍田節=前田雅弘『会社法大要<第2版>』（有斐閣、2017年）271頁。

合に限られると思われるが、果たしてこれにより株主名簿制度の機能が損なわれることになるのか、今後も注視していく必要がある。